

英語観光ボランティアガイド委託基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主催者から派遣要請があったが場合、英語が話せる観光ボランティアガイドを会場に派遣し、海外からの参加者へのインフォメーションを行うことを目的とする。

(対象)

第2条 下記の内容を満たすコンベンションとする。

(1) 全国規模以上のコンベンションとする。

(2) 会場に外国人にも対応出来るインフォメーションデスクの設置を求めた場合とする。

(内容)

第3条 費用負担は、交通費等を含む謝金 3,000 円×時間とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。